

# スギヤマ社長は両親 市民の健康を守る経営へ転

## ☆平然と薬事法違反を繰り返すスギヤマ薬品

会社代理人 鮎澤弁護士 黙認 (一 薬剤師の投稿)

スギヤマ薬品は「永覚店は調剤業務を行つてなかつた。貴紀の薬剤師としての業務は、医薬品販売業務だけであり、調剤業務と異なり、副作用や禁忌などに配慮するといつた慎重な対応が常に求められたわけではない」と言う。

しかし、一般用医薬品販売時における、副作用、禁忌、相互作用等、これら医薬品の適正使用に関する情報提供は、薬事法第七七条の三第四項を基に、平成

薬剤師は薬の購入者に対し「服用方法、副作用、禁忌、薬併用などに対する説明」「授乳中の服用、高齢者・小児・乳幼児への配慮」など多様なケースへの説明責任、親切な対応、情報提供の義務があります。ところがスギヤマ薬品ではしばしば効果、副作用などの使用上の注意が特に必要な薬を「重点薬品」に指定し店舗間で売り上げを競わせるという、薬の適正使用よりも会社利益

した。この裁判を通じて初めてスギヤマ薬品の本質、姿勢について反社会的な行為であると述べました。

この裁判を通じて初めてスギヤマ薬品の闇の部分に光を当てる事ができました。薬の購入者に対して、場合によつては医薬品を販売することなく病院受診を勧めたり、より適正な薬を勧めるなど親切な対応が薬剤師の仕事であることを学ぶことができました。



スギヤマ薬品 永覚店

て深く尊厳を傷つけられたのである。

『薬局等における薬剤師による管理及び情報提

名古屋高裁 大法廷  
9月17日13時10分

みなさん